

公益財団法人農業公社グリーンさばえ定款

公益財団法人 農業公社グリーンさばえ

公益財団法人農業公社グリーンさばえ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益財団法人農業公社グリーンさばえと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福井県鯖江市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本法人は、鯖江市の地域資源を活かした農業を振興し、鯖江ブランド農業の確立に向け、地域の環境保全、地域農業の健全な発展および食料自給率を高め、もって、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積円滑化および農作業の受委託に関すること
- (2) 農業の担い手育成に関すること
- (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福井県において行うものとする。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 本法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は理事会で定めるところとする。

2 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第8条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の理事会の承認を受けた書類は、定時評議委員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (4) 理事および監事ならびに評議員等の支給の基準を記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)
- 第9条 理事長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本法人に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事および監事の選任または解任

(2) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5)基本財産の処分または除外の承認

(6)その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
(開催)

第 16 条 本法人の評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)基本財産の処分または除外の承認

(4)その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 6 章 役員

(役員)

第 20 条 本法人に、次の役員を置く。

(1)理事 8 名以上 12 名以内

(2)監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度の 4 箇月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 26 条 理事および監事は、無報酬とする。

(役員損害賠償責任の免除)

第 27 条 本法人は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事または監事が任務を怠った事による損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任免除)

第 28 条 本法人は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠った事による損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定および解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日程、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の一週間前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は理事長とする。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長を議長とする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、理事(決議について特別の利害関係を有する理事を除く。)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長および会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条および第 4 条および第 11 条についても適用する。

(解散)

第 36 条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議委員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 本法人の公告は、電子公告の方法による。

2 自己その他やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 40 条 本法人に事務局を置く。事務局の組織および運営に関して必要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 雑則

第 41 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の理事長は池田達昭とする。
- 4 この定款の一部変更は、平成 24 年 12 月 6 日から施行する。
- 5 この定款の一部変更は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。